

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成31年度単価契約物品（燃料類） 品名、予定数量等は別紙仕様書のとおり

(2) 納入期間（単価契約期間）

平成31年5月1日から平成32年3月31日まで

(3) 納入場所

給油取扱所において従業員が給油

2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、平成29・30・31年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 沿岸広域振興局本局管内に本社（本店）を有する者又は管外に本社（本店）を有しているが、管内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有し、別紙仕様書に定める入札参加条件を満たしている者であること。

(5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

(1) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す一般競争入札参加申請書（別紙様式）を平成31年4月17日（水）午後5時までに13(4)の場所に提出しなければならない。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出した者は入札日の前日までの間において当該一般競争入札参加申請書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 一般競争入札参加申請書は、岩手県において審査するものとし、2の条件を満たすと判断した一般競争入札参加申請書に係る入札書のみ、落札対象とする。

なお、申請書等の補足、補正等は認めるが、平成31年4月18日（木）午後5時までとする。

また、審査結果は、平成31年4月22日（月）までにファックス又は電話により通知する。

4 入札の方法等

(1) 1(1)の品名、地区名ごとの10当たりの単価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第4位までとし第5位以降の端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、軽油については、入札書に記載された金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額に、当該金額の100分の8に相当する額及び軽油引取税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、見積もった金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額の108分の100に相当する金額に軽油引取税に相当する額を加算した金額を入札書に記載するものとする。

- (2) 入札書は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。
- (3) 郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状(別紙委任状様式)を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

- ① ガソリン(釜石西地区、ハイオク) :平成31年4月25日(木)午後1時30分
- ② ガソリン(釜石西地区、レギュラー) :平成31年4月25日(木)午後1時50分
- ③ 軽油(釜石西地区) :平成31年4月25日(木)午後2時10分

(2) 場所

釜石地区合同庁舎3階第1会議室(岩手県釜石市新町6番50号)

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職、氏名及び印)
- (3) あて名(「沿岸広域振興局長」とする。)
- (4) 入札金額(単価)
- (5) 品名、地区名、規格

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は3回を限度とし、この限度内に落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

12 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約金額(税込)に予定数量を乗じて得た金額の100分の5.1以上の額を契約締結前に納付しなければならない。

ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。

ウ 契約金額(税込)に予定数量を乗じて得た金額が100万円以下となる場合。

- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は、別添契約書案書式のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 別添で示している委任状及び入札書は参考のため示しているものであり、内容が具備しあれば、他の様式でも認めるものとする。
- (3) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第85号)」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)」の施行に伴い、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、双方協議のうえ変更契約を取り交わすものとする。

(4) 照会先

沿岸広域振興局釜石審査指導監

〒026-0043 岩手県釜石市新町6番50号

電話番号 0193-27-5528

(別紙)

仕 様 書

品 名	地区名	規 格	予定数量	単位	入札参加条件
ガソリン	釜石西地区	ハイオク	15,584	ℓ	釜石地区合同庁舎から概ね3km以内の地域に給油所を有する者
ガソリン	釜石西地区	レギュラー	68,750	ℓ	釜石地区合同庁舎から概ね3km以内の地域に給油所を有する者
軽油	釜石西地区	J I S規格	14,676	ℓ	釜石地区合同庁舎から概ね3km以内の地域に給油所を有する者

(契約書案書式例)

物品の供給及び単価等に関する契約書

岩手県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、物品の供給及び単価等について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲に対し、末尾の表に掲げる物品を供給するものとする。

第2 契約期間は、平成31年5月1日から平成32年3月31日までとする。

第3 契約保証金 金 円

第4 甲は、契約物品を購入する場合は、その都度、数量、納入場所及び納入期限を定めて、乙に購入の申込みをするものとする。

第5 乙は、甲から契約物品の購入申込みがあったときは、末尾の表に掲げる単価をもって、甲の指定した場所及び期限内に、その都度申込数量を納入するものとする。

第6 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、速やかに乙又は乙の指定する者の立会いのうえ当該物品を検収するものとする。

2 乙又はその指定する者が、前項の検収に立会いできないときは、確実な代理人を立会いさせるものとする。

3 物品の所有権は、第1項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、乙の負担とする。

第7 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第6の定めるところによる。

第8 乙が行う代価の請求は、納入した月の初日から末日までの分をとりまとめて、当該納入した日の属する月の翌月に行うことを常例とするものとする。ただし、納入の都度請求することを妨げない。

2 乙は、請求額の計算において、契約単価に数量を乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲は、前2項の規定により、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内にその代価を支払うものとする。

第9 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、第8第2項に定める代価の支払を遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、当該代価につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第10 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりそれぞれの納入期限までに物品を納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、当該納入期限までに納入しなかった数量に係る代価相当額につき年2.7パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第11 乙は、納入物品の引渡し後1年間は、その隠れた瑕疵について補修の責めを負わなければならない。

第12 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認められる場合
- (2) 乙から契約解除の申出があった場合
- (3) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合
- (4) その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合
- (5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

〔 2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は損害賠償として第1に規定する契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の5.1に相当する金額を甲に納付するものとする。 〕

第13 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第14 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第15 第5に定める単価は、税法等の改正による場合、又は経済変動により適当でないとき認められるときは、甲、乙協議のうえ改定することができる。

第16 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
沿岸広域振興局長 印

乙 印

品名	地区名	規格	銘柄	単位	単価
					円 (うち消費税額 円)

備考 単価欄の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

注 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項の中小企業者以外の者である場合は、第14第1項ただし書及び第14第2項の規定の記載を要しないこと。